

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 共謀罪の廃止

共謀罪（組織的犯罪処罰法第六条の二第一項及び第二項の罪）を廃止すること。

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 その他所要の規定を整理すること。